取扱説明書

DAYTONA corp.

S75646①/④

*取り付けする前に必ずお読み頂き、内容をよく理解して正しくお使いください。
*この取扱説明書は、いつでも取り出して読めるよう大切に保管してください。
*この商品もしくはこの商品を取り付けた車両を第三者に譲渡する場合は、必ずこの取扱説明書も併せてお渡しください。
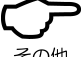
LED LICENCE LAMP LEDライセンスランプ スクエアタイプ	適応車種	商品NO.
	汎用	ライセンスランプ KIT　75646 ライセンスランプ単体　73302

■ ご使用前に必ず、ご確認ください■

※　取扱説明書内の注意事項を守らずに使用した事による事故や損害について、当社では一切の責任は負いません。
※　商品の保証については保証書裏面の保証規定に沿って行っております。保証内容をご理解のうえ、この取扱説明書と一緒に保管してください。

本書では正しい取り付け、取扱方法および点検整備に関する重要な事項を次のシンボルマークで示しています。	
▲警告	要件を満たさずに使用しますと、死亡または重傷に至る可能性が想定される場合を示してあります。
⚠注意	要件を満たさずに使用しますと、傷害に至る可能性または物的損害の発生が想定される場合を示してあります。

実施	行為を強制したり指示する内容を告げるものです。	その他	その他の警告及び注意を告げるものです。
法令違反	条件次第では法令違反となることを告げるものです。		

⚠注意

実施	・ 取り付けの際は安全のために販売店または認証工場へ依頼し、専門知識を持った方が作業を行ってください。 ・ 車体が倒れないよう十分注意し、必ず安全を確保した上で作業を行ってください。 ・ 取り付け作業前に必ずバッテリーのマイナス端子を取り外してください。ハーネスの結線中にショートした場合に感電、車両火災、電球切れ、各種電装部品の故障を起こす場合があります。 ・ 取り付けは確実に行ってください。また、走行中にネジ部等が緩まないよう、トルクレンチを使用し所定トルクで確実に締め付けてください。尚、記載されていない箇所につきましてはサービスマニュアルを参考にしてください。 ・ 取り付け後約 100km 走行しましたら各部を点検してネジ部等の増し締めを行ってください。その後は約 500km 毎に必ず点検を行い同様の増し締めお行ってください。 ・ 走行中に異常が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車させ、異常箇所を点検してください。
 法令違反	・ この商品はナンバープレートの角度が垂直から 35°～45°の位置を基準に角度設計されております。その際の明るさは基準に適合しております。（道路運送車両法の保安基準36条-番号灯-および別添63-番号灯の技術基準-）上記以外の角度でナンバープレートが取り付けされている車両には保安基準を満たさないため適合しません。また商品への加工（角度調整）は保安基準を満たさなくなる可能性があるため絶対にしないでください。 ・ 73302 は品番 75646「LED ライセンスランプ スクエアタイプ」付属のステーに取り付けた際に保安基準を満たす設計になっております。（道路運送車両法の保安基準36条-番号灯-および別添63-番号灯の技術基準-）73302 を単体で使用する場合、「夜間、後方 20m の位置からナンバープレート上の文字、数字、車検ステッカーが視認できる位置（道路運送法の保安基準 36 条-番号灯-）」、「ナンバープレートと同じ高さから水平にナンバープレートを見た時にステーおよびLEDライセンスランプによって文字が隠れる事の無い位置（道路運送車両法 19 条-自動車登録番号等の表示義務-）」の２つを確実に満たす位置に取り付けてください。
 その他	・ この商品は予告なしに価格や仕様の変更をする場合があります。また、文中にご紹介した他の商品についても同様です。予めご了承ください。

本商品の特徴

- フェンダーレス化した時などのカスタム時に使用できるライセンスランプ KIT。
- 道路運送車両法 36 条および別添 63「番号灯の技術基準」を満たした仕様。※当社測定より。
- 白色の広角 LEDx4 個を採用し、ナンバープレート全体を照らします。
- ナンバープレートと共締め固定するタイプのステー付属。
- ステーはナンバープレートを垂直から 35～45°に固定した時に最適な位置になるように設計。
- ライセンスランプはボルトと両面テープを使用して固定するためスッキリした取り付け。
- 補修部品として LED ランプ単品〔品番 73302/¥2,800（税抜）〕の設定もあります。
  ※②ステーA と③ステーB を除いた商品内容となります。

2013/09/27

商品内容

※ライセンスランプKIT（75646）の商品内容となります。
ライセンスランプ単体（73302）は②ステーAと③ステーBを除いた①、④、⑤、⑥、⑦のセットとなります。

NO	パーツ名	サイズ(mm)	数量	NO	パーツ名	サイズ(mm)	数量
①	広角LEDライセンスランプ		1	⑤	平ワッシャ	M3	1
②	ステーA		1	⑥	両面テープ		2
③	ステーB		1	⑦	結線コネクタ		2
④	六角穴付ボタンボルト	M3x10	1				

取付方法

イラスト:寸法確認図

15.0mm
26.0mm
②ステーA
25.0mm
21.0mm
37.0mm
純正ボルト
ナンバープレート

※ライセンスランプ（品番75646）を装着する時に必要なスペースになります。

1．右イラスト「寸法確認図」よりライセンスランプの取り付けスペースをご確認ください。
2．ナンバープレートを外します。
3．①広角LEDライセンスランプをバッテリーに直接接続し点灯確認を行ってください。
・黒線･･･プラス（+）　・黒/白線･･･マイナス（-）
4．①広角LEDライセンスランプの取付面に⑥両面テープx2を貼ります。
その後、①広角LEDライセンスランプのネジ穴と突起に注意しながら②ステーAに貼り付けます。
5．④六角穴付ボタンボルト（M3x10）と⑤平ワッシャを使用し、①広角LEDライセンスランプと③ステーBを②ステーAに固定します。

6．純正サービスマニュアルの配線図を参考に①広角LEDライセンスランプの配線を⑦結線コネクタを使用し車体配線へ接続してください。
※右下の「メーカー別テールランプ配線色」は参考資料になります。
7．②ステーAをナンバープレートの下にセットし、純正ボルトと一緒に共締めして取り付けてください。
8．各部取り外した部品の緩みや配線のショートが無いか点検し異常がなければ作業は終了です。

※⑦結線コネクタを使用し車体側配線へ接続してください。また⑦結線コネクタの使用方法は下イラストを参照し確実にお取り付けください。

結線コネクタの使用方法例

⑦結線コネクタ

貫通した穴へ純正ハーネスを通します。

①広角LEDライセンスランプ　車体側配線

片側がふさがれた穴へ①広角LEDライセンスランプのハーネスを通します。

プライヤー等で金具を押し込みます。

しっかり押し込まないと接続不良の原因となります。

フタを閉じて完了です。

メーカー別テールランプ配線色（例）

	＋配線色	ー配線色
ホンダ	黄、茶、茶/白、黒/茶	緑
ヤマハ	青	茶、黒
スズキ	茶	黒/白
カワサキ	赤	黒/黄

※表の配線色は参考です。車両により同一メーカーでも配線色が異なる場合があります。取り付けの際は必ずテスターおよび純正サービスマニュアルで配線を確認して取り付けを行ってください。

補修部品

商品名	品番	本体価格（税抜）	備考
LEDライセンスランプ　単体	73302	¥2,800	②ステーAと③ステーBを除いた①、④、⑤、⑥、⑦のセット

番号灯の保安基準に対する適合

当社製品 LED ライセンスランプ スクエアタイプ(品番 65646)とその LED ライセンスランプを使用しているフェンダーレスキットの番号灯は以下の保安基準に適合致します。(2012 年 1 月現在)
以下の保安基準から番号灯は LED を使用していても別添 63　番号灯の技術基準に適合していれば保安基準に適合するものと判断されます。(当社製品「LED ライセンスランプ スクエアタイプ」品番 65646 は当社実測データより、この基準に適合致します。)また、後方から LED の直接光が見えていた場合も告示 62 条/告示第 140 条/告示第 218 条にあるように番号灯は除外されている灯火で、LED の光では当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるほどのものでないので、保安基準に適合すると判断いたします。

※この用紙は車検の際に必要になる場合がありますので大切に保管して下さい。
※以下の文章は二輪自動車の番号灯に関する保安基準、告示、別添を抜粋したものです。

保安基準　第 36 条
自動車の後面には、番号等を備えなければならない。ただし、最高速度 20 キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りではない。
2　番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
3　番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示第 49 条
番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 36 条第 2 項の告示で定める基準は、別添 63「番号灯の技術基」に定める基準とする。
2　番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 36 条第 3 項の告示で定める基準は二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。
ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、別添 54「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準」に定める基準とする。

告示第 127 条/告示 205 条
番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 36 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に揚げる基準とする。
(1)番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 30 lx(ﾙｸｽ)以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合する物とする。
(2)番号灯の灯光の色は、白色であること。
(3)番号灯は、灯器が破損し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
2　次に揚げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
(1)指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
3　番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 36 条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に揚げる基準とする。
(1)番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。
(2)番号灯は、点滅しないものであること。
(3)番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
(4)番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第 1 項に揚げる性能を損なわないように取り付けられていること。
4　次に揚げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
(1)指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
(2)法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯

保安基準　第 42 条
自動車には、第３２条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなる恐れのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

告示 62 条/告示第 140 条/告示第 218 条
保安基準第 42 条の告示で定める基準は、次の各項に揚げる基準とする。
3　自動車には、次にあげる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。
(1)番号等
(2)後退灯
(3)室内照明灯
(4)一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯
(5)一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯
(6)その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ　運転席で点灯できない灯火
ロ　運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの
別添 53　二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
5.8.　番号灯
5.8.1. 自動車の後面には、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度 20Km/h 未満の軽自動車にあっては、この限りではない。
5.8.2. 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は、前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。

別添 63　番号灯の技術基準
1. 適用範囲
　この技術基準は、自動車（最高速度 20Km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える番号灯に適用する。
2. 用語
2.1.「大形番号標用番号灯」とは、普通自動車であって、車両総重量が 8ｔ以上のもの、最大積載量が 5ｔ以上のもの又は乗車定数が 30 人以上のものに備える番号灯をいう。
2.2.「中形番号標用番号灯」とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車に備える番号灯であって、大形番号標用番号灯及び小形番号標用番号灯以外のものをいう。
2.3.「小形番号標用番号灯」とは、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯をいう。
3. 試験方法
図に示す試験板を番号標の取付位置に正規の使用状態に取付け、番号灯を点灯した時の試験板上の各測定点における照度を測定する。また、次式により均斉度を求める。

$$\text{均斉度} = \frac{\text{高照度点２箇所の照度の平均}}{\text{低照度点２箇所の照度の平均}}$$

4. 判定基準
4.1.　３の試験を行ったとき、各測定点の照度は 8 ルクス(小形番号標用番号灯にあっては 15 ルクス)以上であること。
4.2.　３の試験を行ったとき、均斉度は 20 以下であること。
4.3.　番号灯の照明部の端部であって試験板の表面から最も遠い点と試験板の端部であって番号灯の照明部から最も遠い点（番号灯が 2 個以上備えられている場合にあっては、それぞれの番号灯が照明しょうとする試験板の部分に限る。）を結ぶ入射板光と試験板のなす角は、8°以上であること。
4.4.　番号灯は、試験板上の全ての範囲を照明できるものであること。
4.5.　番号灯の灯光の色は白色であること。

（注）
1. 測定点は直径 25mm の円とし、図中の〇印の位置とする。
2. 試験板の測定面は、清潔な白色の吸取紙とする。
3. 試験板の寸法は、番号灯の種類ごとにそれぞれ表の通りにする。

図　試験板

番号灯の種類	A	B	A	b	c	厚さ
大形番号標用番号灯	110	220	60	170	25	1.5
中形番号標用番号灯	82.5	165	50	125	25	1.5
小形番号標用番号灯	62.5	115	35	90	25	1.5

単位　mm

※小形番号標用番号灯とは、二輪自動車に備える番号灯をいう。

東証JASDAQ上場 株式会社 デイトナ 〒437-0226　静岡県周智郡森町一宮 4805
URL: http://www.daytona.co.jp
◎デイトナ商品についてのご質問、ご意見は「フリーダイヤルお客様相談窓口」0120-60-4955 まで